

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：船舶運航事業者の運送に関する協定の変更の認可
- ② 手続根拠：海上運送法第29条第1項後段
海上運送法施行規則第26条
- ③ 手続対象者：協定を締結している一般旅客定期航路事業者又は貨物定期航路事業者
- ④ 提出時期：協定の内容を変更しようとするとき
- ⑤ 提出方法：次に掲げる事項を記載した協定変更認可申請書を連署の上協定に関する事務を統括する事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出
- ・協定の当事者の住所及び氏名
 - ・協定に関する事務を統括する事務所又は営業所の名称及び所在地
 - ・協定の当事者の営業種目及び現に営んでいる事業の概要
 - ・内容を変更しようとする協定の名称及び概要
 - ・内容を変更しようとする協定の効力発生の時期及びその存続の期間
 - ・内容を変更することが必要な理由
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：次の(1)～(4)に係る事項を記載した書類
- (1) 原本と相違ない旨を記載した協定の原本の写（口頭の協定である場合には、その内容を説明する文書）
 - (2) 法第28条第1号の協定にあつては、共同経営を予定する航路に係る輸送需要の減少を示す書類及び事業収支計算書
 - (3) 法第28条第2号の協定にあつては、共同経営を予定する航路に係る現に設定している運航日程又は運航時刻及び設定を予定する運航日程又は運航時刻を記載した書類
 - (4) 法第28条第3号の協定にあつては、共同経営を予定する航路に係る現に設定している運航日程及び設定を予定する運航日程を記載した書類
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：管轄地方運輸局等

3. 手続情報

① 審査基準：海上運送法第28条第1～3号、同29条第2項

② 標準処理期間：1ヶ月（港湾管理者等に協議等を必要とする場合は2ヶ月）

③ 不服申立方法：行政不服審査法の規定による